

令和4・5・6年度

建設工事等競争入札参加資格審査提出書類記載要領

書類の記入は、パソコン等又は黒色、青色のペン又はボールペンを使用して「記入例」を参考に誤りのないよう記入してください。

1 申込書

- (1) 申込業種 申請する業種番号が、001～015のものは、該当番号を○で囲み、016～9933のものは、申請する業種番号と業種名を記入してください。さらに二重線内の申込種別に○をつけ、申込業種を再掲してください。
※申請が可能な業種は、**5業種まで**です。
- (2) 受付番号 記入しないでください。
- (3) 東京都（特別区等）の資格登録 有無のどちらかに○をつけてください。
- (4) 物品等の競争入札参加資格 「物品買入れ等競争入札参加資格」の有無に○をつけてください。

2 使用印鑑届

- (1) 必要な者 契約等に実印以外の印鑑を使用する方

3 委任状

- (1) 必要な者 契約等を代理人に委託する方(代理人は、1名に限ります。)
- (2) 委任できる事項は、以下に掲げる項目です。
 - ① 見積り及び入札について
 - ② 契約に関すること。
 - ③ 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
 - ④ 支払金の請求及び領収について
 - ⑤ 支払期のきた利札の請求及び領収について

4 基本カード

■の項目は、経営規模等評価結果通知書又は、その申請控えがあるときは、内容を転記してください。

* 基準日

【経審を必要とする業種の申請をする者】

有効な経審の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）とする。

【経審を必要としない業種の申請をする者】

申請時直近の決算手続が終了している決算日とする。

5 業態カード

このカードは、資格の審査に関して重要な部分に使用するものですから、はっきりと記入してください。また、申請業種区分（土木・建築工事／設備工事／設計・測量・地質調査／その他工事）ごとに各1部提出してください。

- (1) 受付番号 記入しないでください。
- (2) 申込業種 申込みする業種番号を、申込業種番号のみ記入してください。

※申込みが可能な業種は、5業種までです。

(3) カードの記入方法

①から⑧まで番号順に説明します。

〔注意〕 代表者が直接契約する場合は、本店（主たる営業所）が、代理人が契約する場合は、代理人が所属する営業所が契約する営業所となります。なお、契約する営業所の要件として、次の許可又は登録が必要です。

建設業……建設業許可（別表2参照）

建築設計……建築士事務所登録

測量……測量業者登録

- ① 楷書で大きく記入してください。なお、代理人が所属する営業所で、入札、契約等を希望する方は、その名称も記入してください。個人の場合は、商号の登記をしていればその商号を、していない場合は、個人の氏名を記入してください。

なお、**設計・測量、地質調査カード**は下記についても記入してください。

ア 「株主・出資者名」

発行済株式総数の100分の25を超える株式を有し、又は出資の総額の100分の25を超える出資をしている建設業者がある場合に、その建設業者名を記入してください。

イ 「役員が兼任している建設業者名」

役員が建設業者の役員を兼ねている場合は、その建設業者名を記入してください。

ウ 「関連する建設業者名」、エ「関連内容」

建設業者の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条第4項に規定する関連会社）がある場合、その建設業者名と関連の内容（例「子会社」）を記入してください。

- ② このカードの③に記入した業種以外の工事（業務）の売上高（消費税抜き）を記入してください。また、販売等の工事（業務）以外の売上高（消費税抜き）も記入してください。この場合には、③欄と②欄に記入した金額の合計が、財務諸表の売上高と同じでなければなりません。

- ③ 申込業種ごとに、基準日の直前1年の件数及び工事（業務）高（消費税抜き）を記入してください。

また、申込業種のうち、**件数及び工事（業務）高がないものについては「0」**を記入してください。なお、申込みしない業種名欄と業種番号欄は、空欄のままにしてください。

〔注意〕 ア **その他工事カード**は、申込業種名欄と業種番号欄が空白になっていますから、申込業種名と業種番号を間違いのないように記入してください。

番号	項目	説明
①	受付番号	継続申込者： } 空欄のまま記入しないでください。 新規申込者： }
②	商号又は名称 営業所(支店)の名称 ふりがな	法人の組織名は「株、有等」略記せずに記入してください。 〇〇支店、〇〇営業所などを記入してください。(代理人を置く場合に記入してください。) 組織名を除き、ひらがなで濁点を含め1字として記入してください。
	所在地	都道府県名から省略せずに記入してください。 「〇丁目」の〇は漢数字で記入してください。 「□番地」「□番」「□号」は算用数字で記入してください。 番地/番はいずれか抹消してください。 ビル名等は必要に応じ記入してください。(例) 二丁目8番1号
	郵便番号	7桁の番号を記入してください。
	電話番号	市外局番から全て記入してください。
	FAX番号	
	担当者	指名の連絡を受けられる人を記入してください。
	メールアドレス	担当者又は指名の連絡を受けられるアドレスを記入してください。
	本店コード	本店の都道府県コードを、(外国籍の場合は国名を) 記入してください。
登記上	所在地が登記上の所在地と異なる場合、登記上の所在市区町村名を記入してください。	
③	経審申請	いずれかを○で囲んでください。 →有の場合、直近の建築一式(建)、電気(電)、管(管)の総合評定値(P)を記入してください。
④	代表者	役職名を除き、代表者氏名を記入してください。
⑤	代理人	代表者に代わり、代理人を置いた場合のみ記入してください。 この場合、代理人の所属する営業所等は、許可、登録を取得していなければなりません。 また、代理人とは、代表者から委任を受けて「入札、契約等の法律行為を自己の名と責任において行う者」を言います。支店長、営業所長など、社内の方で責任を負える方に限りません。単に入札書の提出や契約書の受け渡しをする営業(事務)担当者等は、ここに言う代理人ではありません。 役職名は、取締役東京支店長、専務取締役〇〇事業本部長などと記入してください。
⑥	申込業種 (5業種まで)	申込書の内容と一致します。同時に申し込むことができない業種に注意してください。また、建設業許可の許可業種や経営事項審査受審項目、その他の許可・登録との関係を確認のうえ記入してください。
⑦	■資本金	基準日現在の払込資本金を記入してください。登記簿上の資本金の金額です。 (千円単位、端数切り捨て)
⑧	資本金のうち 外国資本	該当する場合、基準日現在の外国資本の金額を日本円に換算し記入してください。 レートは基準日現在です。 (千円単位、端数切り捨て)
⑨	■自己資本	財務諸表により算出した金額を記入してください。 (千円単位、端数切り捨て)
⑫	法人税(所得税)・ 消費税及び地方消費税	申込日現在の完納・未納を記入してください。 ⇒納税証明書を提示してください。(3か月以内のもの) 法人：その3の3 個人：その3の2
⑬	■営業年数	基準日現在の営業年数(端数切り捨て)を記入してください。 登記簿の設立年月日を参照してください。ただし建設業については、建設業許可を取得した時点からとなります。
⑭	取引先金融機関	取引先の金融機関を記入してください。 電話番号は必ず記入してください。
⑮	実印	提出する印鑑証明の代表者印を押印してください。
⑯	使用印・代理人印	「使用印」は、契約等に実印を使用しない場合に必要な印鑑です。また、「代理人印」は、代理人を置く場合に必要な印鑑です。それぞれ実印と類似したものの使用は避けてください。

番号	項目	説明
⑰	■ 職員数	事務職員とは、①欄から技術職員を差し引いた残りの職員数です。 兼業事業の職員とは、総職員数から①欄の職員数を引いた残りの職員数です。 ①欄は建設業等（土木・建築・設備・設計・測量等）に従事する職員（技術職員や事務職員など）の数です。 兼業事業の職員数は建設業等以外の事業に従事する職員の数です。
⑱	監理技術者	指定建設業種＝舗装、土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、造園の7業種で、監理技術者資格者証を有する職員数を記入してください。 実人員は、内訳と必ずしも一致はしません。
⑲	建設業許可番号	基準日現在、契約する営業所（支店等の場合は当該支店が有するもの）で取得している許可番号を記入してください。 道府県知事許可は県名コードも記入してください。
⑳	許可業種	該当する業種番号を○で囲んでください。
㉑ ㉒	IS09001 IS014001 (対象業者方式の事業協同組合を除く。)	申込日現在、契約する営業所（支店等の場合は当該支店が有するもの）で認証取得しているものが対象となります。当該規格の「登録証及び付属書」の写しを提出してください。 なお、認証取得している部署については問いません。
㉓ ㉔ ㉕ ㉖	ポンプ船の保有（業種019） しゅんせつ船の保有（業種020） 工場の保有（業種030 040 041 042 043） 石綿作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の雇用（業種062）	対応する申込業種を申し込む場合、いずれかに○をつけてください。 ㉖は、技能講習修了証・講習会修了証の写及び雇用を証明する書類の写しを提出してください。
㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜	建築士事務所登録 測量業者登録 建設コンサルタント 地質調査業者登録 造船業 許可・登録	建築士事務所登録証明書の内容を記入してください。 測量業者登録証明書の内容を記入してください。 建設コンサルタント現況報告書の内容を記入してください。 地質調査業者現況報告書の内容を記入してください。 小型船造船業登録済証又は、許可通知で記入してください。 ⇒㉘から㉚当該証明書、登録証、許可通知、現況報告書の写しを提出してください。
㉞	指定工事業者等 水道施設工事（業種004） 下水道施設（業種005）	都又は、都の市町村の指定を受けているときは、自治体名、番号を記入し、指定給水装置工事事業者証又は指定上下水道工事店証の写しを提出してください。
㉟ ㊱ ㊲	雇用保険の加入 企業年金制度の導入 健康保険及び厚生年金保険の加入	いずれかを○で囲んでください。
㊳	法定外労働災害補償制度の加入	
㊴	賃金不払い	
㊵	業務災害による死傷者数 (基準日直前2年)	該当する場合、記入してください。
㊶ ㊷ ㊸	退職一時金制度の導入 ■建設業退職金共済制度の加入 日雇労働者の社会保険の加入	いずれかを○で囲んでください。
㊹	関係する会社	
関係する会社で特別区人事・厚生事務組合の競争入札参加資格の申込をしている会社がある場合必ず記入してください。（%）欄には、資本の出資比率を記入してください。		

(記入例)

業種番号016～098の場合……………
業種番号3101, 3102, 9901-9933場合…

申込業種名	業種番号			
シールド工事	0	0	2	3
基準タンク	9	9	0	1

イ 決算期を変更したことにより、直前1年の月数が不足する場合は、直前2年の工事（業務）高を12で除して得た数値に不足する月数分を乗じて得た数値を直前1年の工事（業務）高に加えた数値を記入してください。（なお、この場合は財務諸表については2期分必要となります。）

- ④ 総完成工事高（総完成高）（消費税抜き）のうち、東京都内の営業所で施工した、申込業種ごとの件数及び完成工事高（完成高）（消費税抜き）を記入してください。
- ⑤ 総完成工事高（総完成高）（消費税抜き）のうち、東京都や、特別区等と契約して施工した、申込業種ごとの件数及び完成工事高（完成高）（消費税抜き）を記入してください。
- ⑥ 申込業種ごとの一件の最高完成工事（業務）高（消費税込み）を、都、他官公庁及び民間に区分しそれぞれの欄に記入してください。
業態カードの⑥・⑦等の金額欄「○」には、数字がかからないように記入してください。

ア 記入上の注意

件名	工事（業務）の件名及び施行場所の都道府県名を記入してください。	
発注者	都 (区市町村・東京都)	東京の区市町村及び東京都との直接契約のみとし、その外郭団体（自治体が出資等を行う公益法人等）との契約は除外します。なお、区とは特別区（東京23区）及び一部事務組合（当組合・協議会を含む）のことをいいます。
	他官公庁	東京都を除く地方公共団体及び国との直接契約のみとし、上記東京都と同じく、その外郭団体（道府県及び国が出資等を行う公益法人等）との契約は除外します。
	民間	「東京(区市町村・東京都)」、「当組合」及び「他官公庁」以外のすべての民間企業または公益法人等との契約とします。（日本国内企業のみ）
施工時期	着工（手） 年 月 日	工事（業務）を着工（手）した年月日を記入してください。
	完成年月日	工事（業務）を完成した年月日を記入してください。
施工できるもの 得意とする業務分野	該当する業種を申込みする方は、記入してください。	
工事 (業務) 完成 時期	過去5年間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
	過去7年間 とした業種	平成26年4月1日から令和3年3月31日まで 002 橋りょう工事、 003 河川工事、 019 しゅんせつ埋立て、 025 地下鉄工事
指 定 地 域 〔工事（業務）の 施行場所〕	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県 ただし、山梨県又は静岡県に本店（主たる営業所）を有する者は、上記に両県を加えたものを指定地域とします。	
指定地域をはずした 業種〔工事(業務) 施行場所は日本国内 であればよい〕	011建築設計、012土木設計、013設備設計、014測量、017船舶、019しゅんせつ埋立て、021潜かん、023シールド工事、024推進工事、025地下鉄工事、043水門門扉、045水処理装置、046焼却設備、052計装装置、053沈砂池・沈殿池機械設備工事、055送風機械設備工事、056ばっ気槽散気設備工事、057汚泥脱水設備工事、058消化槽機械設備工事、059ガス貯留設備工事、061水道管更生工事、062石綿処理、097パイプラインニング、9915ろ過層処理	

請 負 金 額	工事（業務）1件の請負金額（受託額）（消費税込み）を記入してください。請負金額（受託額）（消費税込み）に増減額がある場合は、1件の工事（業務）として認めます。ただし、第1期工事（業務）と第2期工事（業務）の場合や、本工事（業務）と追加工事（業務）の場合は、あわせて1件の工事（業務）としては認めません。また、一括下請負工事（業務）は認めません。なお、単価契約の場合は、一回の最高請負金額です。
請負金額の例外	023シールド工事又は024推進工事を申込みする場合は、004水道施設工事、005下水道施設工事、025地下鉄工事と重複できます。ただし、請負金額は、023シールド工事又は024推進工事の部分の金額のみとなります。

イ ⑥と⑦に記入する一件実績の金額について

- (ア) 共同企業体の構成員として受注した場合は、出資比率による金額です。
 - (イ) 起工者が官公庁であっても、下請負の場合は、民間の経歴になります。
 - (ウ) 設計業務（建築、土木、設備）の実績金額は、監理業務相当額は除きます。
- ⑦ 入札保証金及び契約保証金の免除の基礎となるものですから、申込業種の最高完成工事（業務）が、次の事項に該当する場合は記入してください。
 なお、⑥と重複して記入することができます。

件 名	⑥の説明を参照してください。	
発 注 者	官 公 庁	「都」と「他官公庁」のみです。
施 工 時 間	着工(手)年月日	⑥の説明を参照してください。
	完 成 年 月 日	

工事（業務）完成時期 過 去 2 年 間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
工事（業務）の施行場所	指定地域のみです。⑥で指定地域をはずした業種も、ここでは指定地域内の工事（業務）に限られます。
請 負 金 額	⑥の説明を参照してください。
請 負 金 額 の 例 外	土木建築工事カード⑦の「土木工事」とは、001道路舗装工事、002橋りょう工事、003河川工事、004水道施設工事、005下水道施設工事、006一般土木工事の全体の総称ですから、これらのうちで最高の工事経歴の一つを記入してください。

⑧ 指名の際の参考資料ですから、申込業種ごとに記入してください。

[業種番号004水道施設工事を申込み方への注意]

業種番号004の水道施設工事を申込みする方で本管（口径400mm以上の配水管をいう。）工事経歴がある場合は、他官公庁・民間別に最高完成工事と最大口径工事を記入してください。

[測量、しゅんせつ埋立て、しゅんせつを申込み方への注意]

施行上特別に必要とする機械又は設備等を記入してください。

6 建設業の許可及び経審の種類

別表2記載の許可・経審を受けなければならない建設業の種類（略号）については、業種番号061以外は、いずれか1種類の許可及び経審を受ければよいことになります。また、経審の工事種類別完成工事高については、土、と、ほ、水を土木一式として一括申請できます。

別表 1

建設業の種類及び略号

建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号
土木工事業	土	鋼構造物工事業	鋼	熱絶縁工事業	絶
建築工事業	建	鉄筋工事業	筋	電気通信工事業	通
大工工事業	大	舗装工事業	舗	造園工事業	園
左官工事業	左	しゅんせつ工事業	しゅ	さく井工事業	井
とび・土工事業	と	板金工事業	板	建具工事業	具
石工事業	石	ガラス工事業	ガ	水道施設工事業	水
屋根工事業	屋	塗装工事業	塗	消防施設工事業	消
電気工事業	電	防水工事業	防	清掃施設工事業	清
管工事業	管	内装仕上工事業	内	解体工事業	解
タイル・れんが・ブロック工事業	タ	機械器具設置工事業	機		

別表 2

業種及び内容説明一覧表

【注意】

「申請に必要な条件」欄に建設業許可の種類（略号）、経審の業種（略号）が2以上示されている場合は、「61水道管更生工事」の許可を除き、いずれか1種類の許可及び経審を有していなければなりません。

業種番号	業 種 名	同時に申込みができない業種の番号	内 容 工 事 例	業態カードへの特記事項	申請に必要な条件	
					許可を受けなければならない建設業の種類（略号）	経審を受けなければならない建設業の種類（略号）
01	道路舗装工事	11 12 13 14 15	道路等の地盤面を舗装する工事 道路舗装工事、道路築造工事、路面補修工事		舗	土 舗
02	橋りょう工事	11 12 13 14 15	橋りょう工事（橋台・橋脚等の下部工事含む。鋼けた・PCけた等上部の工事は除く） 橋脚工事、橋台工事、橋りょう下部工事		土	土
03	河川工事	11 12 13 14 15	河川、海岸等の堤防や護岸等を築造する工事 護岸工事、港湾工事、防潮堤工事		土	土
04	水道施設工事	11 12 13 14 15	取水、浄水等の施設を築造する工事及び配水管等を敷設する工事 導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事		水	土 水
05	下水道施設工事	11 12 13 14 15	下水道管渠（污水管のほか雨水管を含む）を敷設する工事及び、下水処理場・ポンプ所等について行う土木工事 幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事		土 水	土 舗 水
06	一般土木工事	11 12 13 14 15	他の業種に該当しない土木工事 溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、消波ブロック製作工事		土 と	土 と 舗 水
07	建築工事	08 ~ 15 3101 3102 37 38	建築物を建設又は補修する工事 学校等建築工事	施工可能分野	建	建
08	電気工事	07 11 12 13 14 15 29 30	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事 屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事		電	電
09	給排水衛生工事	07 11 12 13 14 15 29 30	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事 給湯設備工事、給（排）水管取替工事、衛生器具取替工事		管	管

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容		業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)
10	空調工事	07 11 12 13 14 15 29 30	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工 事 冷暖房設備工事、空気調和設備工事			管	管 機
11	建築設計	01 ~ 10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査 庁舎設計、学校設計、病院設計		請負実績 分野	建築士法（昭和25年法律第202 号）第23条第1項の規定に基づ く建築士事務所の登録	
12	土木設計	01 ~ 10	土木工作物の設計及び監理 道路設計、橋りょう設計、上下水道設計		請負実績 分野		
13	設備設計	01 ~ 10	電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理 電気設備設計、機械設備設計		請負実績 分野		
14	測量	01 ~ 10	土地等の測量及び地図の調製 地上測量、深淺測量		請負実績 分野	測量法（昭和24年法律第188号） 第55条第1項の規定に基づく測 量業者の登録	
15	地質調査	01 ~ 10	土地の土質及び地質等の調査 物理探査、ボーリング探査、電波探査、磁気 探査		請負実績 分野		
16	さく井		さく井機等を用いてさく井、浅井戸築造等 を行う工事 さく井工事、浅井戸築造工事、さく孔工事			井	井
17	船舶		20トン以上の船舶の製造及び修繕		請負可能 分野及び 国内にお けるドッ ク又は船 台保有の 有無		
19	しゅんせつ 埋立て		ポンプ船を使用して、河川、港湾等の水底を しゅんせつし、その土砂で埋立てる工事 しゅんせつ土砂送泥（埋立）工事		ポンプ船 保有の有 無	しゅ	土 しゅ ※ポンプ船を保有していること
20	しゅんせつ		しゅんせつ船で、河川、港湾等の水底をしゅ んせつする工事 しゅんせつ工事		しゅんせ つ船保有 の有無	しゅ	土 しゅ ※しゅんせつ船を保有している こと
21	潜かん		ケーソンを使用し、掘削しながらそのケー ソンを沈める工事 橋りょう基礎工事、排水機場基礎工事			土	土
22	軌道		高速電車、路面電車等の軌道敷設工事、改良 工事及び軌道の継目を溶接する工事 軌道敷設工事、まくらぎ交換工事、軌道改良 工事、道床交換工事、レール交換工事			土 電 鋼	土 電 鋼
23	シールド工事		シールド工法によりトンネルを構築する工事 地下鉄工事、管理設工事			土 水	土 水
24	推進工事		推進工法により管等を埋設する工事 管理設工事			土 水	土 水
25	地下鉄工事		地下鉄を構築する工事			土	土
27	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑池を築造する工事 公園整備、植栽、水景等の工事		施工可能 分野	園	園
28	運動場施設		グラウンド、コート等の新設又は改良工事 テニスコート新設工事、競技場新設工事、野 球場改良工事			土 と	土 と

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容 工 事 例	業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
					許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)
29	コンクリート プレハブ	08 09 10 3101 3102 37 38	PC、PS、HPC工法によるプレハブ工事 都営住宅建設工事	施工可能 分野	建	建
30	鉄骨プレハブ	08 09 10 3101 3102 37 38	上記の「29コンクリートプレハブ」に含ま れないプレハブ工事 仮設事務所建設工事	工場保有 の有無	建 ※自社で工場を保有しているこ と	建
3101	解体工事	07 29 30	既存建物等の取り壊し工事		建 と 解	建 と 解
3102	ひき家	07 29 30	既存建物等の移動工事		建 と	建 と
32	消火設備		消火設備、避難設備、消火活動等に必要 な施設を設置又は工作物に取り付ける工 事 屋内消火栓設置工事、火災報知設備工 事、救助袋設置工事	施工可能 分野	消	管 機 通 消
33	電話・通信		有線及び無線等により電気通信する設 備を設置する工事 電信電話線路設備工事、鉄道通信設 備工事	施工可能 分野	通	通
34	拡声装置		放送機械等を設置する工事 放送設備工事		通	通
35	畳		畳の製作、敷込み及び表替え工事		内	内
36	内装仕上		建築物の内装仕上げを行う工事 防音工事、インテリア工事		内 具	内 具
37	一般塗装	07 29 30	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付 ける工事（「75道路標示塗装」に含ま れるものを除く） 塗装工事		塗	塗
38	橋りょう塗装	07 29 30	橋りょう、横断歩道橋等の塗装 橋りょう塗装工事		塗	塗
39	防水		建築物の防水を行う工事	施工可能 分野	左 防	左 防
40	鉄骨架構		鋼材の加工又は組上げにより工作物を 築造する工事（橋りょう上部工事及び 開門水門の開扉設置工事を除く） 鉄骨組立工事、鉄塔工事	工場保有 の有無	鋼 ※自社で工場を保有しているこ と	鋼
41	鋼けた		鋼材の加工又は組上げにより橋りょう 上部を構築する工事 橋りょう上部工事、横断歩道橋工事	工場保有 の有無	鋼 ※自社で工場を保有しているこ と	鋼
42	PCけた		PCけたを設置する工事 橋りょう上部工事、高架道路	工場保有 の有無	土 と ※自社で工場を保有しているこ と	土 と
43	水門門扉		鋼材の加工又は組上げにより水門門扉 を製作し取り付ける工事 水門門扉改修工事	工場保有 の有無	鋼 ※自社で工場を保有しているこ と	鋼

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容		業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)
44	ポンプ据付け		ポンプを据付ける工事(据付けるポンプの製作を含む場合あり)			機 井	機 井
			排水機揚ポンプ据付け工事、送配水ポンプ等据付け工事				
45	水処理装置		水処理(浄水場の浄水施設や排水処理施設)のための設備及び装置を設置する工事	施工可能 分野	機 水 清	機 水 清	
			活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注入設備				
46	焼却設備		焼却炉及びそれに付随する焼却機械設備の製作取付(下水汚泥の焼却設備を含む)	施工可能 分野	タ 機 清	タ 機 清	
			火葬場焼却設備、汚泥焼却設備				
47	ボイラー		ボイラーの製作及び取付		機	機	
			ボイラー設備工事(蒸気給湯)				
48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付		機	機	
			エレベーター設置工事、エスカレータ設置工事、小荷物専用昇降機設置工事				
49	電車線架線		高速電車、路面電車等の電車線路敷設工事		電	電	
			電車線路工事				
50	地中線		電線路及び通信線路ケーブルの敷設工事		電 通	電 通	
			地中線電線路工事、ケーブル敷設工事				
51	鉄道信号装置		高速電車、路面電車等の信号保安設備工事		電 機 通	電 機 通	
			自動閉そく信号装置工事(踏切遮断機工事)、継電連動装置設備工事(転てつ機工事)				
52	計装装置		測定機器設置及び制御装置の設置等工事		機 通	機 通	
			各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠隔計装置設備、隔側メーター設置電子計算設備(データ処理設備)				
53	沈砂池・沈澱池 機械設備工事		浄水場、下水処理場及びポンプ所等の沈砂池機械設備工事、沈澱池機械設備工事		機 水	機 水	
			沈砂池機械設備工事、沈澱池機械設備工事、汚泥濃縮槽機械設備工事、汚泥貯留槽機械設備工事、処理場・ポンプ所ろ格機整備工事、止水扉整備工事				
55	送風機機械設備 工事		下水処理場・ポンプ所の送風機機械設備工事		機	機	
			送風機設備工事、処理場機械棟送風機設備工事				
56	ばっ気槽散気設 備工事		下水処理場のばっ気槽散気設備工事		機 水	機 水	
			ばっ気槽整備工事、ハイドロリック装置散気設備工事、ばっ気槽水位調整せきその他設備工事				
57	汚泥脱水設備工 事		浄水場、汚泥処理工場の脱水設備工事		機 水	機 水	
			塩化第二鉄貯留槽整備工事、擬集混和槽整備工事				
58	消化槽機械設備 工事		汚泥消化槽機械設備工事		機	機	
			汚泥槽機械設備工事				
59	ガス貯留設備工 事		汚泥消化槽から発生するガスの貯留設備工事		機	機	
			消化ガス貯留設備工事、消火ガス燃焼設備工事				
60	公設ます工事		宅地等からの下水を公共下水道へ流入させるための公設ます工事		土 と	土 と	
			ます工事				

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容		業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			許可を受けな ければならな い建設業の 種類（略号）	経審を受けな ければならな い建設業の 種類（略号）
6 1	水道管更生工事		公道下にある既設配水管内をクリーニング ライニング等を行い、管を更生させる工事 （公道を除く敷地内にある管への施工は「97 パイプライニング」）			管及び水 （両方が必要）	管 水
			配水小管更生工事				
6 2	石綿処理		吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込 み工事		施工可能 分野	建 と 塗 内	建 と 塗 内
			アスベスト除去工事、石綿撤去工事				
			石綿障害予防規則（平成17年2月 24日厚生労働省令第21号）に定 める石綿作業主任者（特定化学 物質等作業主任者（平成18年3月 31日までに取得した者を含 む。））及び廃棄物の処理及び 清掃に関する法律（昭和45年法 律第137号）に定める特別管理産 業廃棄物管理責任者を直接的か つ恒常的に雇用していること				
6 3	機械器具設置		他の業種に含まれない機械器具の設置			機	機
			機械式駐車装置設備工事、モノレール分岐装 置製作・架設工事				
6 4	屋根		屋根の設置、ふき替えの工事			屋	屋 防 建
			屋内野球場屋根設置工事				
6 6	金網さく		窓手すり、ネット、フェンス、柵、落石防止 網等を設置する工事（「76ガードレール」に 含まれる交通安全用の防護柵を除く）			と 鋼	と 鋼 建
			住宅窓手すり取付工事、防水スクリーン設置 工事				
6 7	板金		板状の金属により構成された設備等の改修、 補修工事			板	板 鋼
			雨樋改修工事、煙道保温その他補修工事				
6 8	サッシュ		窓枠及び飾りに付ける建具類の取付、取替工 事		施工可能 分野	具	具 建
			窓枠取替工事				
6 9	シャッター		シャッター（よるい戸）工事		施工可能 分野	具	具 機 建
			シャッター取替工事				
7 0	起重機		クレーン等の製作・据付工事、改修工事及び 修繕			機	機
			天井クレーン製作据付工事				
7 2	冷凍・冷蔵庫 工事		冷凍庫・冷蔵庫等の据付工事、改修工事等			管 機	管 機 絶
			低温設備新設工事、低温・冷凍設備工事				
7 3	グラウト		地盤改良等のために地中に地中材を入れる工 事			土 と 防	土 と 防
			地盤改良工事				
7 4	道路標識設置		交通標識及び道路標識の設置工事			土 と 電 通	土 と 電 塗
			道路案内標識設置工事				機 通
7 5	道路標示塗装		道路の路面に白線を引いたり、塗装を行っ たりする工事			塗	土 と 塗 機
			溶着式道路標示塗装工事、点状高輝度路面標 示工事				
7 6	ガードレール		ガードレール等の交通安全対策用の防護柵工 事			土 と	土 と
			ガードフェンス設置工事				

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容 工 事 例	業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
					許可を受けなければならぬ建設業の種類(略号)	経審を受けなければならぬ建設業の種類(略号)
77	モルタル吹付け		道路の法面保護等を目的としたモルタルの吹付けを行う工事 道路改良(法面保護)工事、進入路法面処理工事		土 左 と 防	土 左 と 防
78	植生		草花などを植える工事(「27造園」と異なり、草花の植え付けのみを行うもの) 洋芝種子吹付け工事、野芝吹付け工事		土 と 園	土 と 園
79	運動器具設置		運動器具等の設置工事 フィールドアスレチック・バスケットゴール・トリムコース新設工事		と 機 園	と 機 園
80	テレビ共聴 工事		電波障害等の影響のあるテレビを、正常に視聴可能な状態とするための工事 テレビ共同受信施設工事		通	通 電
81	防音壁・しゃ音壁		音を防いだり、しゃ断したりする壁を設置する工事 しゃ音壁設置工事、吸音版及び内装版設置工事		土 建 と	土 建 と
82	舞台装置		舞台装置等を設置する工事 舞台機構設置工事、舞台照明設備工事、ホール吊物工事		電 機	電 機 建
84	と場施設		食肉市場等のと場施設の設備工事 と場皮はぎ機改良工事、食肉センター電殺プラント設備工事、ガス麻醉設備工事		鋼 機	鋼 機 土
86	ガソリンスタンド		給油所の改修や設備の設置、取替え等を行う工事 給油取扱所改修工事		建 鋼 機	建 鋼 機 土
87	PCタンク		水源施設の貯水タンクを設置する工事 水源(配水池)築造工事、配水場建設工事		土 と	土 と
91	すべり止め 舗装		交差点の手前・坂道などの路面にブレーキがかりやすいような舗装を行う工事 路面補修(樹脂系のペイントを散布する)工事、橋面補修工事		土 舗	土 舗 塗
92	樹脂塗装		合成樹脂ペイントの塗料を使用して建物の内外、船舶、管等を塗装する工事 建物防蝕樹脂塗装工事、ライニング工事、床等補強防水工事		塗 防	塗 防
93	陸上信号機		交通信号機、交通管制機構施設等の設置などを行う工事 交通信号機更新整備工事、交通管制機構施設(制御シュミレート装置)増設工事		電 機 通	電 機 通
94	伸縮継手		橋りょう等に補強するための伸縮自在の継手を設置する工事 陸橋伸縮装置補修工事、橋りょう維持、伸縮継手取替補修工事		土 と 鋼	土 と 鋼 左 塗 機
95	鉄鋼加工		鉄鋼を加工して、施設を補修又は新設する工事 都電乗降場上屋新設工事、バス停留所上屋新設工事、上屋開閉テント工事		鋼	鋼 機 建
96	ウェルポイント		地盤中にウェルポイントを打ち込み、地下水を汲み上げて地盤の改良を行う工事 沈砂池ポンプ棟築造に伴う排水工事		土 と	土 と

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容 工 事 例	業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
					許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)	経審を受けな ければなら ない建設業 の種類(略 号)
97	パイプライ ニング		公道を除く敷地内にある給水管等の管の内側壁を耐熱材・耐薬品材などで被覆する工事 (公道下にある管の施工は「61水道管更生工事」) 学校給水管更生工事		管	管
98	脱硫・脱臭		大気汚染防止のため、ボイラー・焼却炉等から発生する排煙から硫黄酸化物や窒素酸化物を除去するための設備を設置する工事 下水処理場脱硫設備工事 *脱硫・脱臭設備に関する工事であれば該当する(例:雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂池設備工事という件名がついていても)		機 水	機 水
特殊工事(99番台)						
9901	基準タンク		ダストタンク、ブライントーク、中圧タンク等、基準タンクの据付け、加工、改造工事 ダストタンク、ブライントーク、中圧タンク、高架水槽、LNG		鋼 機	鋼 機
9902	安全溝設置		空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事		と	と
9904	空気搬送		空気圧による搬送設備の設置工事(エアシューター、気送管等) 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、廃棄物処理管路工事		機	機
9906	床版補強		橋等の床版を補強するための工事(「41鋼けた」、「42PCけた」に属するものを除く) 床版補強(補修)工事、陸橋補修工事、橋りょう上部仕上工事		土 と 鋼	土 と 鋼
9907	電源設備		バッテリー等を用いて電力を供給する設備の工事 病院無停電電源設備改修工事、道路施設整備工事電源設備改修		電 通	電 通
9908	発電設備		水・石油・太陽光等のエネルギーを電気エネルギーに変換する設備の工事 IC受配電自家発電設備工事、水車発電機製作、沿岸地域発電所設置工事		電 機	電 機
9909	電気防食		イオン化傾向を利用して水中の金属の腐食を防止する設備を設置する工事 電気防食補修工事、埠頭岸壁電気防食工事		電 塗	電 塗
9910	給湯器・浴槽設備工事		給湯器や浴槽等の設備に関する工事 住宅給湯器・浴槽改修工事		管	管
9911	床仕上		フロアパネルの貼り替え等、床仕上げを行う工事(OA通信等の配線のための床工事を含む。配線工事は「33電話・通信」) OAフロア設置工事、フリーアクセス増設工事、床上げ工事		内	内
9912	放射線防衛		放射線を防衛するための施設を設置する工事 放射線室新設及び増改築工事		内	内

業種 番号	業 種 名	同時に申 込みがで きない業 種の番号	内 容	業態カー ドへの特 記事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		許可を受けなければならぬ建設業の種類(略号)	経審を受けなければならぬ建設業の種類(略号)
9914	飛散防止工事		ガラス等の飛散防止のための施設を設置する工事 公会堂等施設ガラス飛散防止フィルム貼付工事		ガ 内	ガ 内
9915	ろ過層処理		水処理のためのろ過層に関する工事 ろ過池ろ過砂入替工事、ろ過池ろ過材更生工事、活性炭入替工事	施工可能 分野		
9917	厨房		厨房設備の設置、改修工事 学校厨房改修工事		管	管
9920	石工事		石材、コンクリートブロック、擬石等の加工又は積方により工作物を築造する工事又は工作物に石材を取り付ける工事 歩行者専用橋(石材)新設工事、ビル名工事(ビル名を石材に彫る)		石	石
9923	自動ドア装置		自動ドアを設置する工事		具	具
9924	強化樹脂版取付		水処理施設及び汚泥処理施設からの悪臭を防止するため、通常、ガラス繊維強化プラスチックの板で、施設の上部を覆蓋する工事 下水処理場エアレーションタンク覆板工事、浄化センター覆板工事		建 と 屋	建 と 屋
9925	医療ガス配管		酸素、窒素等、医療施設で使用するガスの配管工事 病院医療ガス配管工事		管	管
9926	高圧ガス配管		高圧ガス保安法で定める高圧ガス(特殊ガス)の配管工事 研究所特殊ガス配管工事、バルテム(中圧ガス)工事、LPGガス工事		管	管
9930	集じん装置		集じん装置(ごみ・汚泥等を集める装置)工事 処理場汚泥焼却炉灰搬出装置改良工事、焼却施設(集じん装置)建設工事、電気集じん装置工事		機 清	機 清
9933	タイル工事		橋面、デッキ面、道路面等のタイル材新設、修繕工事 タイル材使用の修繕・新設工事(橋面・デッキ面・道路面等)		タ	タ

都道府県コード表

01	北海道	25	滋賀県
02	青森県	26	京都府
03	岩手県	27	大阪府
04	宮城県	28	兵庫県
05	秋田県	29	奈良県
06	山形県	30	和歌山県
07	福島県	31	鳥取県
08	茨城県	32	島根県
09	栃木県	33	岡山県
10	群馬県	34	広島県
11	埼玉県	35	山口県
12	千葉県	36	徳島県
13	東京都	37	香川県
14	神奈川県	38	愛媛県
15	新潟県	39	高知県
16	富山県	40	福岡県
17	石川県	41	佐賀県
18	福井県	42	長崎県
19	山梨県	43	熊本県
20	長野県	44	大分県
21	岐阜県	45	宮崎県
22	静岡県	46	鹿児島県
23	愛知県	47	沖縄県
24	三重県		